省令

○国土交通省令第八十一号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の施行に伴い、並びに雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される同法第九条第三項、第十一条の二第一項並びに第十二条並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二条第一号、第三号及び第四号、第五条第二項、第三項第二号及び第四項、第八条第三項、第九条第二項第一号、第十一条第三項、第十四条第三項、第十六条の二第二項及び第三項、第十六条の五第一項、第二項及び第三項、第十九条第二項及び第三項、第二十条第一項、第二十三条第一項及び第三項、第二十五条並びに第五十九条の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月十六日　国土交通大臣　石井　啓一

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条第三項の国土交通省令で定める妊娠又は出産に関する事由）」に改め、同条第三号中「第十三条第一項」を「法第十三条第一項」に改め、同条第四号中「第八十七条第一項の規定（」を「第八十七条第一項の規定（」に改め、「含む」の下に「。次条第四号において同じ」を加え、「従事できなかつたこと又は」を「従事できず、若しくは船員派遣の役務に従事しなかつたこと又は」に、「従事できなかつたこと。」を「従事できず、若しくは船員労務供給の役務に従事しなかつたこと。」に改め、同条第五号中「含む」の下に「。次条第五号において同じ」を加え、同条第六号中「含む」の下に「。次条第六号において同じ」を加え、同条第七号中「読み替えて適用される場合を含む」を「適用される場合を含む。次条第七号において同じ。）並びに船員法第八十八条の二の二第二項及び第三項の規定（これらの規定を船員職業安定法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第七号において同じ。）」に改め、同条第八号中「及び第三項の規定（船員職業安定法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む」を「の規定（船員職業安定法第八十九条第四項の規定により適用される場合を含む。次条第八号において同じ。）及び船員法第八十八条の三第三項の規定（船員職業安定法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第八号において同じ」に改め、同条第九号中「含む」の下に「。次条第九号において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第十一条の二第一項の国土交通省令で定める妊娠又は出産に関する事由）

第三条の二　法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第十一条の二第一項の国土交通省令で定める妊娠又は出産に関する事由は、次のとおりとする。

一　妊娠したこと。

二　出産したこと。

三　法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第十二条若しくは法第十三条第一項の規定による措置を求めようとし、若しくは措置を求め、又はこれらの規定による措置を受けたこと。

四　船員法第八十七条第一項若しくは第二項の規定により作業に従事できず、若しくは作業に従事しなかつたこと、船員職業安定法第九十二条第五項の規定により読み替えて適用される船員法第八十七条第一項本文若しくは第二項本文の規定によつて船員派遣の役務に従事できず、若しくは船員派遣の役務に従事しなかつたこと又は船員の雇用の促進に関する特別措置法第十四条第六項の規定により読み替えて適用される船員法第八十七条第一項本文若しくは第二項本文の規定によつて船員労務供給の役務に従事できず、若しくは船員労務供給の役務に従事しなかつたこと。

五　船員法第八十七条第三項の規定による申出をしようとし、若しくは申出をし、又は軽易な作業に従事したこと。

六　船員法第八十八条の規定により作業に従事できなかつたこと。

七　船員法第八十八条の二の二第一項から第三項までの規定により同法第六十条第一項の労働時間を超えて作業に従事することができず、又は作業に従事しなかつたこと。

八　船員法第八十八条の三第一項及び第三項の規定により休日に作業に従事できず、又は作業に従事しなかつたこと。

九　船員法第八十八条の四の規定により午後八時から翌日の午前五時までの間において作業に従事できず、又は作業に従事しなかつたこと。

十　妊娠又は出産に起因する症状により労務の提供ができないこと若しくはできなかつたこと又は労働能率が低下したこと。

（船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（法第二条第一号の国土交通省令で定める者）

第一条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二条第一号の国土交通省令で定める者は、児童の親その他の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない船員とする。

2　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二条第一号の国土交通省令で定めるところにより委託されている者は、児童福祉法第六条の四第二項の規定による養育里親に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている者とする。

第二条中「船員が同居し、かつ、扶養している」を削る。

第四条第一号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号中「すべて」を「全て」に、「前号イ又はロ」を「次」に改め、同号に次のように加える。

イ　死亡したとき。

ロ　養子となったことその他の事情により当該船員と同居しないこととなったとき。

ハ　民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたとき。